

伝・陶邑窯出土の文字瓦資料について

柴 垣 勇 夫

1. はじめに

愛知県陶磁資料館の所蔵資料に、陶邑窯産の須恵器が陶片を含めて約600点ある。その大半は、奈良時代を主体にした蓋杯および長頸壺、平瓶、広口壺で、他に古墳時代の蓋杯、高杯、平瓶、提瓶等がある。これらは、和泉市近郊に在住の個人が戦前から陶邑窯周辺において採集した資料で、昭和40年代後半に豊田市在住の個人およびその方の経営する法人の所有するところとなった。その後、平成2年度に至り、この資料（総点数2000点余）は、豊田市と愛知県に譲渡されることとなり、愛知県は、総点数630点（完器、陶片を含め）の資料（台帳上は109件）を有償で譲り受けた。

資料は、陶邑窯産の7～9世紀にかけての主要な製品を知ることのできるものであるが、この中に、陶邑窯で焼成されたと思われる文字瓦が11点含まれている。もともと陶邑窯での瓦陶兼業窯は、数が少なく、まして文字瓦の焼成は、光明池88号窯から出土した3点のものと、光明池234号窯の陶棺片に刻まれた文字入り陶片の合計4点が知られる(注1)。当館に収蔵された資料点数はそれを上まわる資料でもあり、内容がかなり具体的な人名でもあるので、果してすべて陶邑窯産のものかどうか、陶邑窯全体の陶片資料の整理に先がけて、まず文字瓦の内容を紹介し、若干の考察を加えることとした。

2. 文字瓦（人名瓦）の内容

陶邑窯出土と伝える文字瓦片は、全部で11点ある。すべて、平瓦にヘラ書きされた陰刻文字で、凸面部に刻まれたもの1点、凹面部に刻まれたもの10点である。以下、瓦の残存の大きさ、形状等と共に刻まれた文字の内容をまとめると、別表のようになる。

瓦の焼成は、全体によく焼きしまり、表裏ともに、灰白色から青灰色ないし暗灰色を呈している。

文字はすべて人名と思われ、姓名が明瞭なものが11例中7例もある。いま、これらを形状から検討してみると、明らかに窯跡出土とみられる資料は、No.1の凹面側に大きく屈曲してひずんだ例と、No.2の凸面下部が凸面側へそり返った例の2例で、焼成中にひずみの生じた不良品であることを物語っている。またNo.3、No.4の2例は平瓦の彎曲カーブがあまりなく、平らな形になっていて、瓦の役割を果さない形状を呈している。No.5にもその傾向がみられ、凹凸両面にくっつきが付着している。これら3点の様相は、No.1、2ほど窯跡出土と断定できるものではないが、窯跡出土の可能性をもつ資料と考えることができる。

一方、No.6からNo.11の6点については、窯跡出土例に多い不良品の形状を呈しておらず陶邑窯出土とする根拠に乏しい。特にNo.10は平瓦全体を知ることのできる資料であるが、凹面側の彎曲がやゝ強い程度で、窯跡出土を物語るようなものではなく、むしろ実際に使用できる形状を呈している。さらに、No.7、8、9、11にみる彎曲線は、実用瓦とみてよい形状といえる。No.6については、若干平坦化の強い資料であり、窯跡出土の可能性がないわけではない。しかし、先端部の彎曲線は実用瓦としてもおかしくない形状であり、製品として使用されていたものと考えたい。

(別 表)

伝・陶邑窯出土の文字瓦の内容

	種別	刻文字	銘文	瓦の大きさ	記銘位置	凸面特徴	凹面特徴	備考	備品No.
1	平瓦	へら書き 中太	「大鳥連和田女」	完形たてよこ(cm) 34.4×27.8	凹面	格子目叩き 黒灰色	へら、ゆびによる横なで仕上げ 暗灰色	ひずみあり 堅緻	1963
2	"	" 細	「日下部首吉事」	ほゞ完形 33.9×27.7	"	格子目叩きの上をへら 縦なで仕上げ 暗灰色	へら縦なで仕上げ 暗灰～ 黒灰色	" 堅緻	1971
3	"	" 中細	「大庭造勢麻呂」	¼片 24.6×14.5	"	格子目叩き 暗灰色	布目痕の上をへら横なで仕上げ 黒灰色	やゝ 平坦化 堅緻	1966
4	"	" 太・中太	「七」「五百箇」	完形 35.3×28.0	"	" 黒灰色	糸切り痕の上に布目痕 青灰色	平坦化 堅緻	1962
5	"	" 太	「高□」	½片 24.5×19.5	凸面	格子目叩き 黄灰色	布目痕 灰白色	やゝ 平坦化 堅緻	1964
6	"	" 太	「池田里 葛城連 忍匂連 津二」	½片 21.5×24.5	凹面	へら縦なで仕上げ 黒灰色	布目痕 灰白色	堅緻	1965
7	"	" 中細	「勢臣和」	小片 7.5×15.7	"	格子目叩き 暗灰色	布目痕 灰色	やゝ 軟質	1970
8	"	" 中太	「口若虫女」	小片 10.9×8.8	"	へら縦なで仕上げ 黒色	縦なで仕上げ 黒灰色	堅緻	1968
9	"	" 中太	「荒田直」	小片 9.1×14.6	"	格子目叩き 黒灰色	へら、ゆび縦 なで仕上げ 黒色	堅緻	1967
10	"	" 中細	「荒田」	¾片 38.9×25.7	"	平行叩き目の上をへら 縦なで仕上げ 灰白色	へら斜なで仕上げ 灰白色	彎曲 やゝ強し やゝ軟質	1972
11	"	" 太	「□」	¼片 19.5×15.7	"	格子目叩きの上をへら 縦なで仕上げ 灰白色	へら斜なで仕上げ 灰白色	やゝ 軟質	1969

以上のように形状から判断すると、陶邑窯出土と伝えるものの中には、製品として寺院ないし、関連遺跡に供給されたものが含まれていることを推定することが可能となった。特に成形上の特徴として凸面における叩き目を消す仕上げ方法に縦なで仕上げをしているのがNo.6、8、10、11の4例にみられ、窯跡出土と考えられる資料がNo.2を除き凸面に格子目叩きを残し、凹面を横なで仕上げしているのと対照的である。No.2は逆にNo.8と同一の窯業地の製品ということとなり、No.1、No.3・4・5の資料とは生産窯が異なるということになる。このことは、11例の資料は、少なくとも凸面仕上げの様相から3つの異なる成形方法をとっており、それぞれ製作工人の差、ひいては生産窯の違いということにつながると思われる。

さて、生産窯の特定ということは、わずかな資料の検討から導き出せるものではなく、多くの資料集積のうえで行われなければならないが、収蔵段階で陶邑窯出土という伝承があることを手がかりに、和泉・陶邑窯での瓦生産窯との比較をすれば、瓦陶兼業窯である光明池地区の窯跡が浮かびあがる。特に文字瓦を出土しているKM38-I号窯では、凸面に格子目叩きを残し、凹面に布目痕をみせる平瓦が多く、この11例の資料中のいくつかは、この窯で生産されたものである

ことは疑いない。このKM38-I号窯で出土している文字銘と本資料との比較については、後述することとするが、類似点から類推されるKM38-II号窯での生産品は、No.1、No.3、No.4、No.5の4例があげられる。これらのほかNo.7の成形状況もこのKM38-II号窯で生産された可能性のあるものである。

文字銘の内容は、No.1～4は完結しているもので、大半が人名で、数字（No.4）が1点ある。No.5以下はすべて破片で、前後いずれかまたは両方が欠けている。但しNo.10は、「荒田」の二字の下に「二」の記号があり、「直」の上部のみへラ書きし、やめてしまったようである。個々の銘文について、以下に眺めてみる。

No.1 「大鳥連和田女」（第1図1）

連姓の人名で、和泉国大鳥郡大鳥郷（現・堺市鳳一帯）の大鳥神社付近に本貫をもった大鳥連の一族と思われる。『行基年譜』に「大鳥郡日下部郷戸主從七位大鳥連史麻呂戸口、大鳥連夜志久爾」、天平10年の和泉監正税帳や天平18年4月紀に「大鳥連大麻呂」などが記されており、8世紀代の記録の目立つ氏族である。書紀持統天皇紀3年8月条には河内国大鳥郡とあって、7世紀代は河内国に属した地である。^(注3)

No.2 「日下部首吉事」（第1図2）

日下部を名乗る一族は各地に居住するが、古事記仁徳段に、皇子大日下王、若日下王の御名代部として生まれたとある氏族で、和泉国大鳥郡に日下部郷（久佐倍と註）のあることが和名抄に記されている。『姓氏錄』の和泉皇別に、「日下部首、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也」とあって、和泉国に栄えた一族の存在を物語っている。「吉事」と読んだが、「事」の字については、「布」とも読める。現・堺市草部に居住か。

No.3 「大庭造勢麻呂」（第1図3）

『姓氏錄』の和泉神別に「大庭造、（一本連）、神魂命八世孫天津麻良命之後也。」とあり、大鳥郡大庭寺の地に居住した氏族と推定される。大庭寺は、『行基年譜』に、「大庭院在和泉国大鳥郡上神郷大庭村 孝謙天皇二年天平勝宝二年庚寅三月十五日追為報恩起立云云 如今昔号行基院」とあって、行基追善のために建立された大庭院と位置的に重複するものと考えられている。^(注5) 最近のこの地周辺の発掘調査では、7世紀末から8世紀初頭と報告されている軒丸瓦や博仏が出土しており、報告者は、大庭院に先行する寺院の存在を推定している。陶邑・光明池地区KM38-I号窯から「大庭造國ニ」のへラ書き文字の平瓦が出土しているが、本例とよく似た鋭利なへラによる文字が刻まれている。^(注6) 字体はやゝ異なる。

No.6-1 「池田里葛連……」（第2図6）

池田里は、和泉国和泉郡池田郷（『和名抄』にいう。現和泉市池田下周辺）にあたり、この平瓦には、三人の名前が連記されている珍しい例である。右側に刻まれた「葛連」は、葛木とも書かれる氏族で、『姓氏錄』には河内国に居住する例がある。大和からの別れであろうという。大和国葛城郡が河内に隣接するところから、河内・和泉にも広がった氏族の一つとみられる。

No.6-2 「池田里忍海連……」（同上）

三人連記の中央の氏族で、忍海連と读んだが、姓の部分は不明瞭である。大和・河内に分布する忍海部の伴造で、天武朝に連姓を賜わっている。大和国忍海郡が履中天皇の皇女忍海郎女の御名代部に定められて以後の豪族である。

No. 6-3 「池田里津……」（同上）

左側には、「津」の一字のみが読み、以下は欠けている。他例から「津守」「津守連」のいずれかと考えられる。前者の場合は姓を省いた特殊な人間の名であり、「津守連」の場合は、通常の姓をもつ氏族の一つと見られる。堺市の大野寺土塔からは、大正4年以前に「津守御杖」の文字瓦が出土しており、和泉郡豊中の泉穴師神社々司に後世津守氏が存することからも、『姓氏録』^(注7)の和泉神別「津守連、…天香山命之後也」にあたる氏族と思われる。

No. 7 「□國臣和……」（第2図7）

最初の一宇が不明で、推定の域を出ないが「巨勢臣」と思われる。名前は「和」以下が欠けて不明である。巨勢氏は、大和に勢力をもった古くからの豪族で、許勢とも書く。和泉国には、鎌倉末期の『元亨釋書』（虎闘師鍊著）に「釋覺超、姓は巨勢氏、泉州大鳥郡の人」とあって、比叡山で台密を会得した、天台宗の僧・覺超（952～1034？）が大鳥郡の巨勢氏出身だと記す。このことから、おそらく奈良朝にも存した氏族であろう。

No. 9 「荒田直……」（第2図9）

和泉国大鳥郡大村郷の、陶荒田神社付近を本貫とした氏族とみられ、同名の瓦がすでに堺市土塔町にある大野寺土塔で採集されている。^(注9) 名前以下が欠けているが『姓氏録』によれば、和泉神別で「高魂命之後也」とされる氏で、付近一帯が須恵器生産地（陶邑窯）であることからも須恵器生産と関わりをもった人々と考えられる。No.10（第2図10）は、全体の¾を残す平瓦であるが、文字部分は完結している。こちらは、「荒田」の二字の下に「二」の記号状の文字が刻まれているが、おそらく「直」を書く積りで、その上部部分を書いてやめてしまったものと思われる。

以上が姓名をもつ文字瓦であるが、このうち、No.1～3は和泉国大鳥郡に属する氏族で大鳥郷、日下部郷、上神郷の3つの郷にわたっている。これらは陶邑窯での発掘調査の結果からみて、光明池地区の窯、特にKM38-I号窯周辺で焼成され、その地域から採集されたものと考えられる。

No.6、No.7、No.9の3点は、窯跡出土品というよりは、使用遺跡出土とみられるものである。特にNo.9は大野寺土塔出土のものと字体もほど類似し、同一人物によるヘラ書きの瓦とみられる。No.9に比べNo.10の瓦は、成形方法に若干違いが認められ、文字も大きく、使用ヘラが、先の鋭利なナイフ状のものと類推される。従って別の窯ないし、別工人の手になるものと見られる。しかし、「荒田直…」銘瓦は、陶邑窯陶器山地区（MT地区）、高藏寺地区（TK地区）が近接しており、このMT、TK地区に奈良時代の須恵器生産窯が集中しているところから、すべてMT地区ないし隣接の高藏寺地区（TK地区）で生産された可能性が強い。

一方、No.6の「池田里…」銘瓦も、形状からみて窯跡出土ではなく、大野寺土塔から採集されたものと考えられる。『行基年譜』に「行年六十歳丁卯 聖武天皇四年神亀五（四の誤）年丁卯 大野寺在和泉国大鳥郡大野村、二月三日起 尼院同所今香琳寺歟同年」とあって神亀4年（727）に工事が開始されたのが大野寺であるという。『続日本紀』には、行基が畿内に建てた道場が49個所あると記しているが、大鳥郡家原^(注10)の出身である行基の民間への仏教布教の道場として現存する唯一の施設がこの大野寺の土塔である。この土塔の斜面に葺かれた瓦に人名瓦があるのは、行基在世中に、行基の弟子集団や、信者らが自らの名前を刻ませ葺いたものと推定されている。^(注11) この解釈からすれば、池田里の有力な氏族が、行基の土塔建立の推進者、支援者として、三人連記の

瓦を焼かせ、大野寺へ運ばせたものということができる。池田里は、大鳥郡に隣接する和泉郡に属するが、焼成した窯は、陶邑窯の光明池地区（KM地区）ないし、南西の、谷山池地区（TY地区）と見られる。

(注12)

No.7もおそらく大野寺土塔からの採集品で「□匱臣和……」という文字から、巨勢臣を推定したが、その本貫地は大鳥郡かと思われる。

次に、名前のみの文字瓦が4点あるが、これについても若干ふれておく。

No.4 「五百匱」（第1図4）

これは、五百木部という氏族名（『姓氏録』の河内神別に「五百木部連……」とみることができるが、一方、瓦の数を表示しているともみられる。どちらか断定できない資料である。

No.5 「高田」（第2図5）

これも氏族名とするうがった見方も可能な瓦である。窯跡出土とみられるが、大野寺土塔への供献瓦として焼成されたものであろう。行基の出自は、「高志史」一族で、大鳥郡家原（現・堺市家原寺町）の地に高志才智、蜂田古爾比売を父母として生まれたといいう。実際に大野寺土塔からは「高志史□」（丸瓦で凸面に刻字）の文字瓦がかって出土しており、この文字もあるいは「高志」を略して書かれたものかも知れない。「史」「首」姓は757年から「毗登」^(注13)に改められ、770年にまた「史」「首」にもどったというが、「高志毗登」ら53人は765年に「連」姓を賜わっており、「高志史□」については、757年以前に製作されたものと推定されている。本例を「高志」と読んだとしても姓名がなく、年代を決定する材料とはならない。しかし、奈良時代中葉に近い、行基と同族の「高志」とみることはあながち見当違いともいえないであろう。

No.8 「コ若虫女」（第2図8）

姓名をもつ女性名称と考えられるが、残念ながら推定する材料が乏しい。

このように、いずれも人名を刻したものばかりであり、なかには、行基と深い関わりのある氏族も登場する。そこで、陶邑窯とその周辺で他に出土している人名瓦と比較してみようと思う。

3. 文字瓦製作の背景

(1) 光明池（KM）38-I号窯出土の文字瓦

1976年刊の『陶邑I』によれば、①「コ大庭造国□」②「女、麻刀自□」（二行）、③「コ呂」の三種類の文字瓦片が出土している。①の「大庭造国……」は1984年の『記された世界』（泉州考古資料館刊）では、図版説明で「大庭造関□」とし、出品目録の銘文説明では「大庭造園」^(注14)と記している資料である。No.3 「大庭造…」の字体とはやゝ異なるが、使用している道具は共に先の鋭利なものである。

②の「女、麻刀自」はやゝ太めのヘラ状道具で刻まれていて、ここで報告している資料の中に同例のものはない。しいて比較すれば、No.11の文字に似る。

③の「呂」の文字は、No.3の「大庭造勢麻呂」の「呂」字が酷似している。鋭利な道具による深い彫り文字で、筆の運びも抑えをきかせた書き方である。なおKM38-I号窯出土品は、ほぼ奈良時代中頃～後葉とみられている。

このKM38-I号窯と「大庭造」の本拠と考えられる、大庭寺地区とは直線距離で4kmの位置

にあり、行基との関連の深い「大庭寺」の建立にあたり、大庭造一族の人名を付して焼成されたものとの解釈もされうる。当時の風潮として、寺院造営に際し、関係者が知識として記銘瓦を奉じたという。今回の11例のうち、大庭寺にからむものとしては、「大庭造」と記す№3の資料があげられる。しかし、大野寺土塔への寄進瓦とする見方もありうる。

(2) 大野寺土塔出土の文字瓦

大正4年の高橋健自氏による「古瓦に現われたる文字」に集成された、堺市土塔町（和泉国泉州郡大野寺）の大野寺土塔に葺かれたとみられる文字瓦は、その後、昭和32年の森浩一氏による「大野寺の土塔と人名瓦について」で集大成され、実に90名以上にのぼる人名が明らかにされた。^(注16)
^(注17)

この大野寺土塔とは、前述のように、行基60才の時に着工された方錐の土塔で、一辺が60m弱（昭和32年の森浩一氏の記述では、北辺 56.4 m、西辺 54.6 m、南辺 59 m、東辺 54 m、高さ 8 m とある。史跡指定は昭和28年。別に「大阪府の地名」では一辺が 1～4 m ほど少なく、高さは 9 m と記している。）、高さ 9 m ほどの規模で作られたものである。それぞれの斜面に瓦が葺かれたが、軒先瓦は、単弁文の小形軒丸瓦と顎のない平瓦の先に唐草文様をつけた軒平瓦があるのみで、重厚な瓦葺がなされてはいなかったとみられる。この斜面に葺かれた丸瓦と平瓦に文字瓦が含まれていたもので、丸瓦の場合は、凸面に、平瓦の場合は凹面に刻まれているのが大半であった。なかに若干逆の面に刻まれたものがあるが、それらは丸瓦で1例、平瓦で5例が森報告の中にみられる程度である。今回報告の№5は、窯跡出土と推定しているが、供給先は大野寺土塔の可能性が高い凸面に文字の刻まれた平瓦である。

こうした人名瓦を製作のうえ、寺院ないし土塔へ寄進している背景には、河内国（のち和泉国）大鳥郡蜂田郷家原生まれの行基（668～749）が仏教の因果応報説を民間に説法していく過程で、全国に道場（寺院）を開くことと関連しているという。特に和泉国内には、畿内に建立された49か所中、12か所が集中しており、大野寺、大庭寺、池田寺など、現地名で残るものも認められる。中でも大野寺は、行基60才の記念に建立しており、多くの信者の寄進があったことが知られる。このことから、土塔出土の文字瓦は、大鳥郡、和泉郡に居住する人々の中で、行基の活動を支持する集団の輪郭を示しているものと考えられており、集団の指導的立場の僧尼や法名とみられる人名、氏と姓と個人名を記した豪族層、単純な個人名のみの下級層といった階層が含まれるという。^(注18)

この考えは、窯跡出土資料の検討でも導き出されており、奈良時代における寺院出土の人名瓦における一つの結論でもある。しかしこれに含められる文字瓦は、すべて氏名のみの表示である。

(3) 地名の入った人名瓦

今回の資料№6の人名瓦には、「池田里」という郷里制でみる地名が認められる。この資料も土塔出土と考えているが、郷内にある『池田寺』に使用されていた可能性がなくもない。しかし、池田寺での奈良時代の文字瓦は、わずかに6例で「池田堂」が多く氏族名のわかる資料はこれまでに出土していない。この池田里が和泉郡であることから、大鳥郡ほどの数多くの氏族の信仰が大野寺へ寄せられたとは考えられず、おそらく和泉郡内でも特別に大野寺土塔への瓦寄進を積極的に進めた人々が、わざわざ「池田里」の人間であることをことわってしかも、それが集団として明記させ三氏族連記の文字瓦を製作させたものと考えられる。この和泉郡内でも池田寺が行基の信仰寺院として建立されていることからなおさら、上述のような背景が推定される。

他に地名、人名の両者の入った文字瓦の例が、武藏国分寺や尾張・篠岡66号窯から出土している。^(注21)
^(注22)

る。武藏国分寺では「荒墓郷戸主宇遲部結女」などとあり、郷里制の下に戸主の姓名を記し律令制下の貢納を記す方法と同様の記載方法がとられているものとみれば、農民への強制的な瓦の調達があったと読みとれる。これに対し篠岡66号窯では、「多楽里張戸連」、「^(注23)塞田里積憩」とあって里名に氏、姓が記されている。これは、武藏国分寺例とは違って、知識層の内の一族として集団的な寄進を示しているとみられる。

4. 人名瓦の意味

前項で述べたように、寺院建立に関わる知識層ないし信徒が記名を積極的に行ったことの証拠として人名瓦が存するという解釈が一般的になされており、大筋はその通りであろう。特に奈良時代前期から中葉にかけて人名瓦が、各地の寺院跡から出土している場合にそうした解釈がとられている。しかし、地名記載の人名瓦の中には、必ずしも自らの意志ではない場合もある。郡名、郷名（里名）に戸主名を記載している例は、むしろ強制的な貢納を示している。武藏国分寺における各郡の略号押印瓦もまた、建立に際しての負担瓦とみられている。^(注24)一方、里名に氏族名と姓のみの記載例は集団としての寄進を示し、一族としての積極性を物語っている。しかし、当館の所蔵資料や、大野寺土塔出土資料にみると個人一人々々の名前であるのに対し、地名と氏族名、姓を記載した例が少数ながら存在すること、姓の下に個人名が書かれていないことは、逆に強制的な寄進という行為が一部にあったものと思われる。こうしたことを考える時、行基信仰の象徴である土塔が大鳥郡の主な豪族の意志で進められ、隣接の氏族には、なかば強制的な割当でもって土盛りと瓦葺きが課されたかも知れない。須恵器生産窯の中で少量の瓦と、文字瓦が焼かれたことの背景には、一部に強制行為があったのではないかと推測するのである。

注 1 『陶邑 I』 大阪府教育委員会 1976

注 2 注 1 に同じ。

注 3 『続々群書類從』第三史伝部（平凡社、続群書類從完成会復刻版）1987

注 4 『姓氏家系大辞典』（角川書店 1963 復刻版）「大鳥氏」の項による。

注 5 『大庭寺遺跡 I—調査の概要一』（財）大阪文化財センター 1991

注 6 注 1 に同じ。

注 7 高橋健自「古瓦に現れたる文字」『考古学雑誌』5巻—12号 1915

注 8 注 4、「巨勢氏」の項による。

注 9 森 浩一「大野寺の土塔と人名瓦について」『文化史学』13号 1957

注10 『新訂増補国史大系』（「続日本紀」前篇天平勝寶元年2月丁酉の条）吉川弘文館 1975による。

注11 注 9 に同じ。

注12 『陶邑 I～V』大阪府教育委員会 1976～1980

注13 注 3 および注 4 「高志氏」の項による。

注14 注 9 に同じ。

注15 『記された世界—大阪府下出土の墨書き土器・文字瓦と木簡展—』 大阪府立泉北考古資料館 1984.

出品番号No.266

注16 注 7 に同じ。

注17 注 9 に同じ。

注18 「大阪府の地名」『歴史地名大系28』 平凡社 1986

注19 注 9 に同じ。

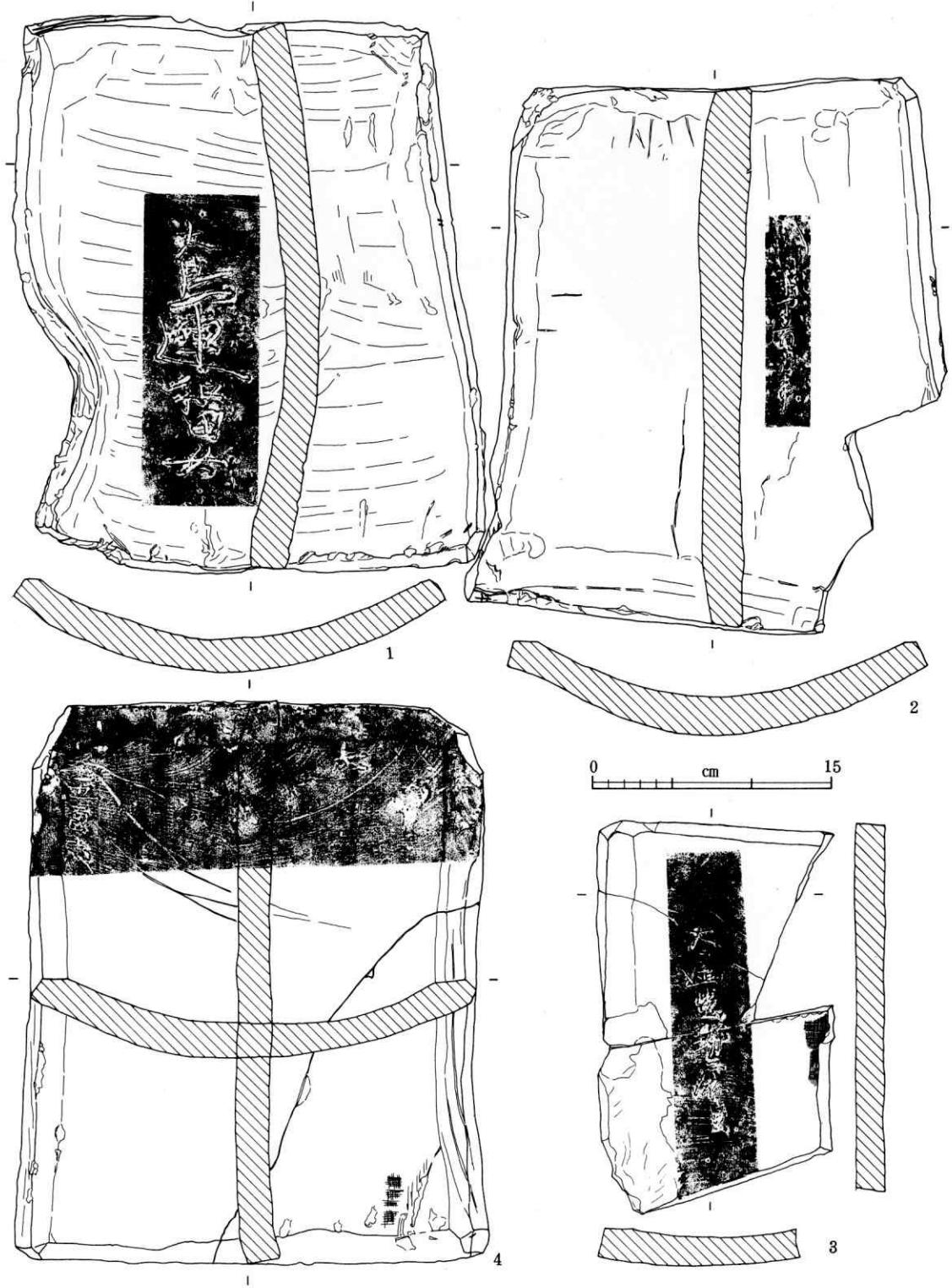
注20 注 1 に同じ。

注21 注 7 および注 9 に同じ。

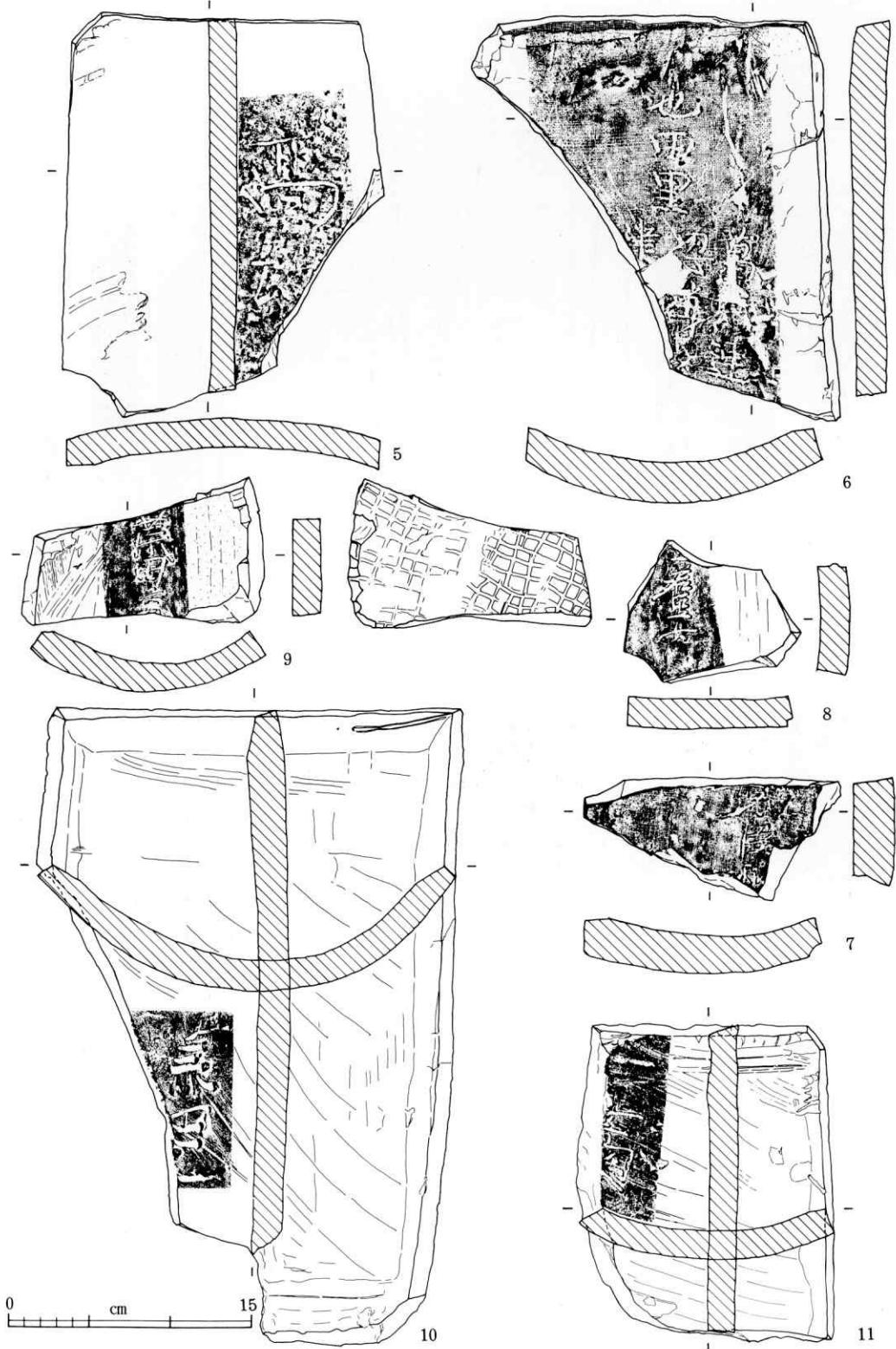
注22 『桃花台ニュータウン遺跡調査報告一小牧市篠岡古窯址群一』 愛知県建築部・小牧市教育委員会 1976

注23 平瓦凹面へのヘラ書き文字が大半であるが、平瓦の木口側に刻んだ（「山田安」の文字）ものもある。「塞田里積憩」は「鹿田里積憩」と読まれているが、旧春日部郡内に閑田村があり、続日本紀靈龜元年(715)7月の条「尾張国人外徒八位上席田君近近新羅人…美濃國へ貢きて、始めて席田郡を建つ」とあって、席田（むしろた）里の存在を認め、読みは異なるが閑田の地にあてることも可能である。いずれにしても、多楽里、鹿田里とも尾北窯に近接する地域であり、須恵器生産に何らかの関係をもつグループが人名瓦を焼成させていたと推定される。

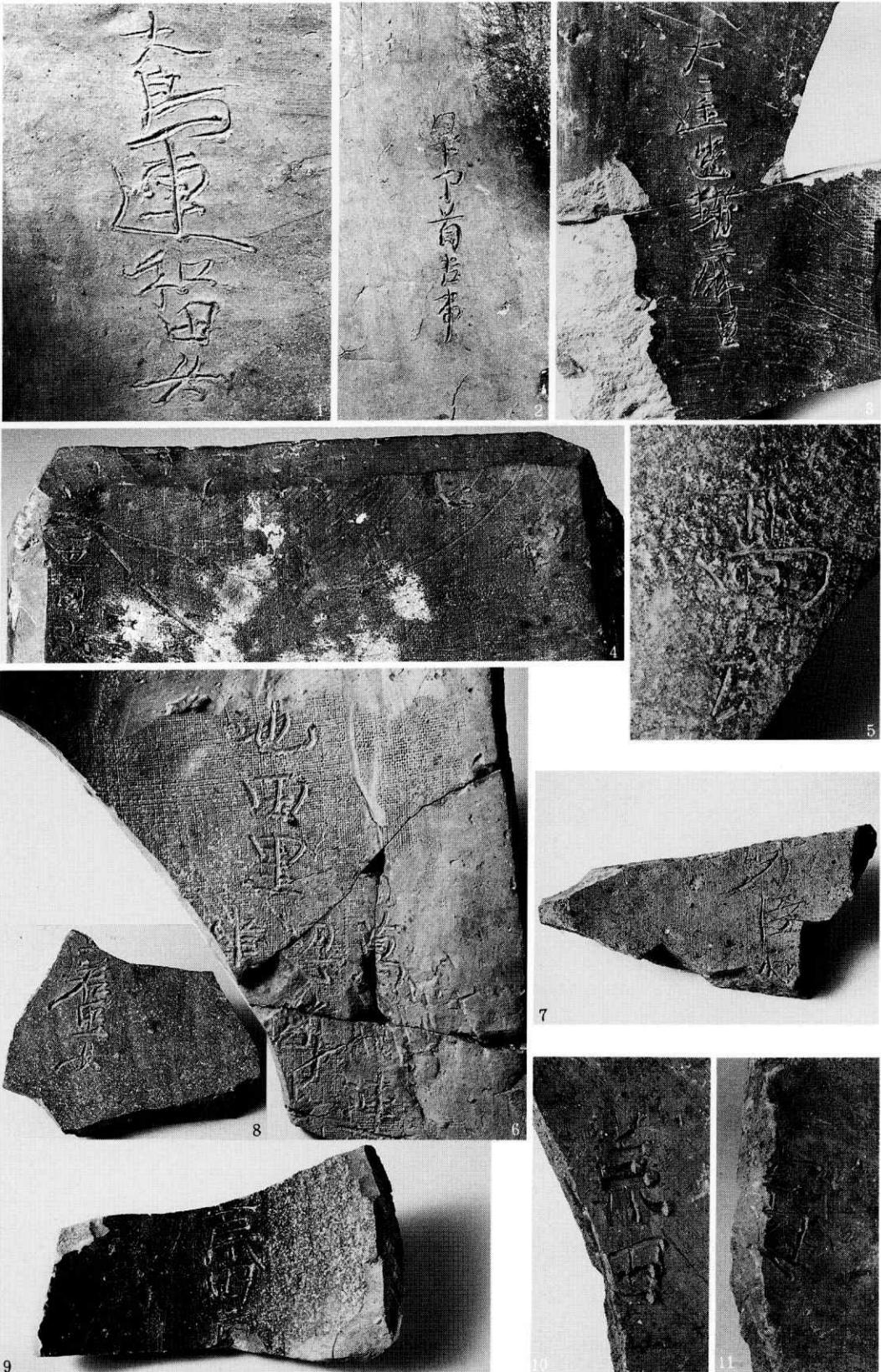
注24 注 9 に同じ。



第1図 伝・陶邑窯出土文字瓦 実測図(1)



第2図 伝・陶邑窯出土文字瓦 実測図(2)



写真図版 番号は別表の番号と一致 (約 $\frac{2}{5}$ -大)